

# 平成30年度障害福祉サービスに係る法改正について 平成30年度報酬改定（計画相談支援）について 運営支援費（横浜市独自）の運用について

平成30年3月16日（金） 集団指導資配布版

横浜市健康福祉局障害福祉課

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の 一部を改正する法律（概要）

### 趣旨

（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

### 概要

#### 1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

#### 2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

#### 3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

### 施行期日

平成30年4月1日（2.(3)については公布の日（平成28年6月3日））

# 30年度法改正による今後の対応

## ■ 制度改正及び報酬改定等の事業所説明会

障害福祉サービス等制度改正及び報酬改定に係る事業者説明会  
平成30年4月4日（水）～6日（金） 申込締切 3月26日

## ■ 30年度指定特定相談及び指定障害児相談支援事業 集団指導（予定）

平成30年7月2日（月）

新サービスの指定等については障害福祉情報サービスかながわ等に掲載される最新情報を参照してください。

### 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応
- 改正障害者総合支援法等（H28.5成立）により創設された新サービスの報酬・基準を設定
- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.47%

#### 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、 地域移行・地域生活の支援

1. 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの**新たな類型を創設**
2. 一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「自立生活援助」の報酬を設定**
3. 地域生活支援拠点等の機能強化
4. 共生型サービスの基準・報酬の設定

#### 医療的ケア児への対応等

1. 人工呼吸器等の使用や、たん吸引などの医療的ケアが必要な障害児が、必要な支援を受けられるよう、**看護職員の配置を評価する加算を創設**
2. 障害児の通所サービスについて、**利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価**を行う
3. 障害児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定**

#### 精神障害者の地域移行の推進

1. 長期に入院する精神障害者の地域移行を進めるため、**グループホームでの受入れに係る加算を創設**
2. 地域移行支援における地域移行実績等の評価
3. 医療観察法対象者等の受入れの促進

#### 就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、 一般就労への移行促進

1. **一般就労への定着実績等に応じた報酬体系とする**
2. 一般就労に移行した障害者に生活面の支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「就労定着支援」の報酬を設定**

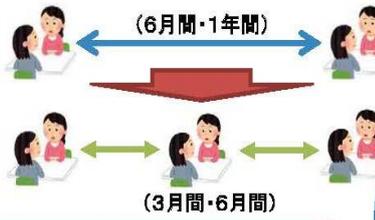
#### 障害福祉サービスの持続可能性の確保

1. 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価
2. 送迎加算の見直し

# 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の適切な評価

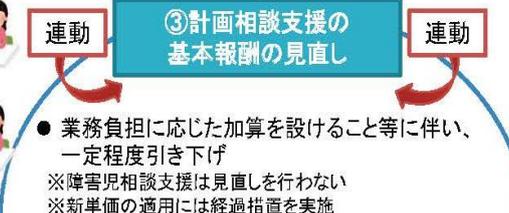
## ① モニタリング実施標準期間の見直し

- 支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める
- ※見直し後の期間適用には経過措置を実施
- サービス提供事業者から利用状況について情報提供
- 市町村によるモニタリング結果の抽出と内容検証



## ② 相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定

- サービスの質の標準化を図る観点から、1人の相談支援専門員が担当する一月の標準担当件数(35件)を設定
- 標準件数を一定程度超過(40件以上)する場合の基本報酬の通減制を導入



## ④ 特定事業所加算の見直し

※相談支援専門員等の手厚い配置等を評価する加算



- 支援の質の向上と効率化を図るために特定事業所加算を拡充
- ・より充実した支援体制を要件とした区分を創設
- ・事業者が段階的な体制整備を図れるよう、現行の要件を緩和した区分を一定期間に限り設ける

## ⑤ 高い質と専門性を評価する加算の創設



- 必要に応じた質の高い支援を実施した場合に、支援の専門性と業務負担を評価  
(初回加算、入院時情報連携加算、退院・退所加算、サービス提供時モニタリング加算、サービス担当者会議実施加算等7項目)
- 専門性の高い支援を実施できる体制を整えていることを適切に評価  
(行動障害支援、要医療児者支援、精神障害者支援の各体制加算)

関連資料 1-1

## ① モニタリング実施標準期間の見直し (計画相談支援)

○ サービス等利用計画等の定期的な検証(モニタリング)の標準期間について、支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。

対象者		旧基準	見直し後	
			30年度～	31年度～
新規サービス利用者		1月間 ※利用開始から3月のみ	1月間 ※利用開始から3月のみ	
在宅の障害児通所福祉サービス等	集中的支援が必要な者	1月間	1月間	
	【新サービス】 就労定着支援、自立生活援助、 日中サービス支援型共同生活援助	-	3月間	
	居宅介護、行動援護、同行援護、 重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、 自立訓練	6月間	6月間	3月間
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助 (日中支援型を除く)、地域移行支援、 地域定着支援、障害児通所支援	6月間	6月間	6月間 ※65歳以上で介護保険の ケアマネジメントを 受けていない者は3月間
【施設入所等】障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援		1年間	6月間	

※ 現に計画作成済みの対象者については、各見直し時期以降に計画再作成(又は変更)を行うまでは、なお従前の例による。

関連資料 1-2

## ② 相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定（計画相談支援・障害児相談支援）

- 計画相談支援・障害児相談支援の質のサービスの標準化を図るため、1ヶ月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準とする
- ※「1ヶ月平均」とは当該月の前6ヶ月間の利用者の数を6で除して得た数を指す

## ③ 基本報酬の見直し（計画相談支援）

- 業務負担に応じた加算を設けること等に伴い、計画相談支援の基本報酬を引下げ。
- 標準担当件数を一定以上超過する場合（40件以上）の基本報酬の逓減制を導入。
- ※ 障害児相談支援は、モニタリング標準期間の見直しを行わないことなどから、基本報酬は据え置き。

### （計画相談支援）

〔旧単価〕	
イ サービス利用支援費	1,611単位
ロ 継続サービス利用支援費	1,310単位



〔見直し後〕	
イ サービス利用支援費	
(1) サービス利用支援費（Ⅰ）	1,458単位（1,611単位）
(2) サービス利用支援費（Ⅱ）	729単位（806単位）
ロ 継続サービス利用支援費	
(1) 継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1,207単位（1,310単位）
(2) 継続サービス利用支援費（Ⅱ）	603単位（655単位）

注1）（Ⅰ）については、利用者数が40未満の部分について算定。（Ⅱ）については、40以上の部分について算定。  
 注2）新単価については、施設入所等及び新サービス以外の利用者については平成31年度から適用。平成30年度中は括弧内の単価を適用。

### （障害児相談支援）

〔旧単価〕	
イ 障害児支援利用援助費	1,611単位
ロ 継続障害児支援利用援助費	1,310単位



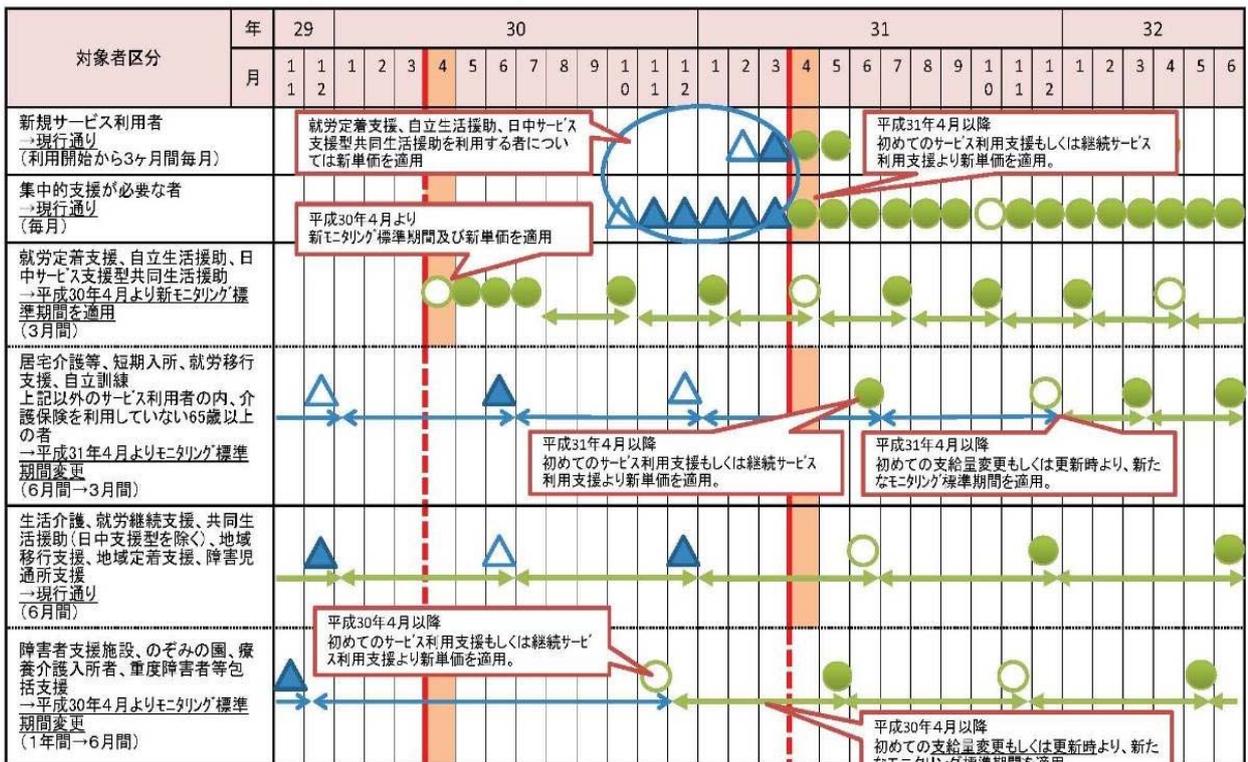
〔見直し後〕	
イ 障害児支援利用援助費	
(1) 障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,620単位
(2) 障害児支援利用援助費（Ⅱ）	811単位
ロ 継続障害児支援利用援助費	
(1) 継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,318単位
(2) 継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）	659単位

注）算定方法は、計画相談支援の注1と同様。

関連資料1-3

## モニタリング標準期間の改定と報酬の適用について（イメージ）

現行単価	サービス利用支援費	継続サービス利用支援費	新単価	サービス利用支援費	継続サービス利用支援費	モニタリング標準期間	
	▲ 1,611単位	▲ 1,310単位		○ 1,458単位	● 1,207単位	← 旧	→ 新



関連資料1-4

#### ④ 特定事業所加算の見直し（計画相談支援、障害児相談支援）

- 特定事業所加算について、より充実した支援体制及び主任相談支援専門員の配置を要件とした加算の類型を追加し、加算取得率が低調なことを踏まえ、事業者が段階的な体制整備を図れるよう、現行の要件を緩和した加算の類型を一定期間に限り設ける。

[現行] 特定事業所加算 300単位/月	➔	[見直し後] (1) 特定事業所加算 (Ⅰ) 500単位/月 (2) 特定事業所加算 (Ⅱ) 400単位/月 (3) 特定事業所加算 (Ⅲ) 300単位/月 (4) 特定事業所加算 (Ⅳ) 150単位/月
-------------------------	---	--

算定要件	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
(1)-① 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、その内1名が主任相談支援専門員であること。	○	-	-	-
(1)-② 専ら指定特定相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	-	○	-	-
(1)-③ 専ら指定特定相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	-	-	○	-
(1)-④ 専ら指定特定相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	-	-	-	○
(2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催すること。	○	○	○	○
(3) 24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。	○	○	○	-
(4) 新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員（現任研修修了者）の同行による研修を実施していること	○	○	○	○
(5) 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること	○	○	○	○
(6) 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○
(7) 計画相談支援と障害児相談支援の一月当たりの取扱件数が40件未満であること <small>(※) 現行の特定事業所加算を算定していた事業所が特定事業所加算(Ⅲ)を算定する場合は、平成31年3月までは要件を満たさなくても算定可</small>	○	○	○ <small>(※)</small>	○

関連資料 1-5

#### ⑤ 高い質と専門性を評価する加算の創設（計画相談支援、障害児相談支援）

- 必要に応じた質の高い支援を実施した場合に、実施した支援の専門性と業務負担を適切に評価するとともに、専門性の高い支援を実施できる体制を整えている場合に、その体制整備を適切に評価するための加算を創設。

ア 利用者の入院時や退院・退所時等、サービスの利用環境が大きく変動する際に、関係機関との連携の下で支援を行うことを評価するための加算（**居宅介護支援事業所等連携加算は計画相談支援のみ**）

加算名	内 容	単位数
入院時情報連携加算	利用者の入院時に利用者情報を入院先の病院等に提供した場合	加算 (Ⅰ) 200単位/月 加算 (Ⅱ) 100単位/月
退院・退所加算	利用者の退院・退所時に退所施設等から情報収集を行い計画作成した場合	200単位/回
居宅介護支援事業所等連携加算	利用者の介護保険への移行時にケアマネ事業所のケアプラン作成に協力した場合	100単位/月
医療・保育・教育機関等連携加算	障害サービス等以外の教育機関等から情報収集を行い計画作成した場合	100単位/月

イ モニタリング時等において、サービス提供場面を確認するなど、利用者の状況確認や支援内容の調整等を手厚く実施したことを評価するための加算

加算名	内 容	単位数
初回加算（障害児相談支援は既設）	新規に計画作成を行った場合	300単位/月
サービス担当者会議実施加算	モニタリング時にサービス担当者会議を開催し、計画変更等の検討をした場合	100単位/月
サービス提供時モニタリング加算	利用者が利用するサービス事業所等を訪問し、サービス提供場面を確認し記録した場合	100単位/月

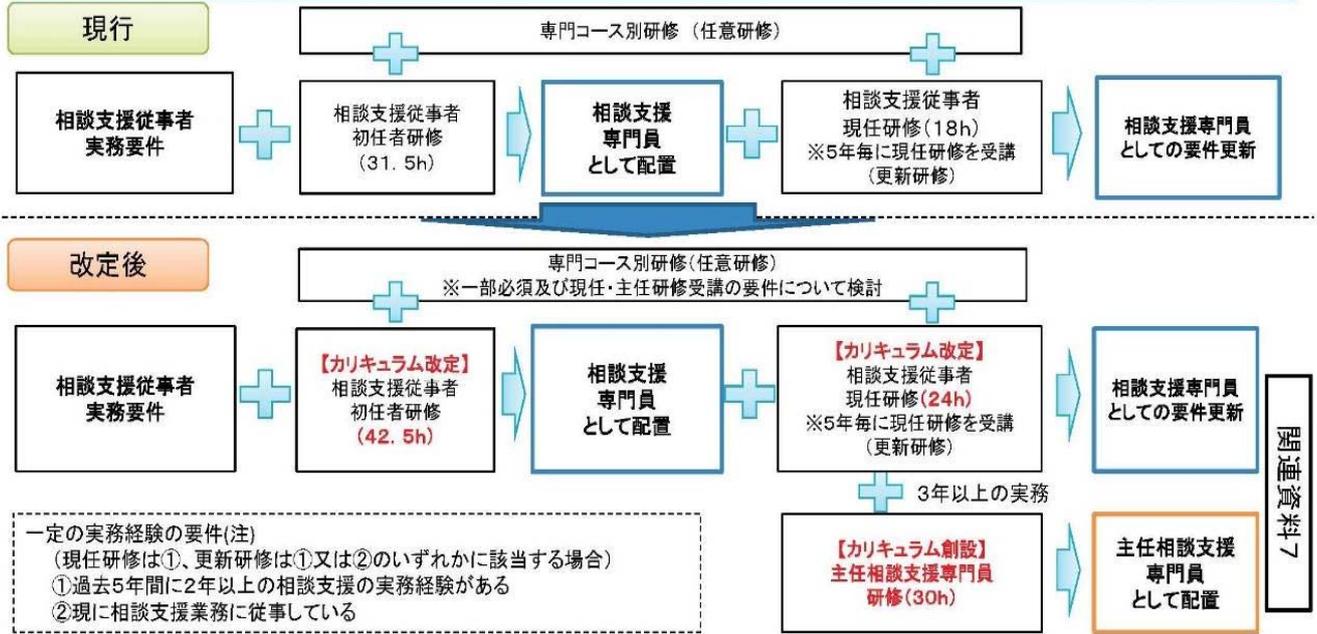
ウ 医療的ケアを必要とする障害児者等、より高い専門性が求められる利用者を支援する体制を有していることを評価するための加算

加算名	内 容	単位数
行動障害支援体制加算	強度行動障害支援養成研修（実践研修）等の修了者を配置し、その旨公表する場合	35単位/月
要医療児者支援体制加算	医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の修了者を配置し、その旨公表する場合	35単位/月
精神障害者支援体制加算	精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等の修了者を配置し、その旨公表する場合	35単位/月

関連資料 1-6

# 相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**現行のカリキュラムの内容を充実する。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修(更新研修含む)の受講に当たり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(注)**を追加。(※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



## 見直しのスケジュール

	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
初任者研修	都道府県による旧カリキュラムの研修実施		都道府県による新カリキュラムの研修開始	
現任研修(更新研修)	都道府県による旧カリキュラムの研修実施		都道府県による新カリキュラムの研修開始	
主任相談支援専門員研修	告示新設 ※報酬告示も見直し		国による研修の実施	準備が整い次第、都道府県による研修を順次実施

関連資料8

# 報酬単価 29年度と30年度の比較

## 29年度

サービス利用支援（計画作成） 1,611単位（17,270円）  
 継続サービス利用支援（モニタリング） 1,310単位（14,043円）

級地区分 3級地 1単位 10.72円



## 30年度

サービス利用支援（計画作成） 1,611単位（**17,656円**）  
 ※新サービス等を含む場合は 1,458単位（15,979円）  
 継続サービス利用支援（モニタリング） 1,310単位（**14,357円**）  
 ※新サービス等を含む場合は 1,207単位（13,228円）

級地区分 2級地 1単位 **10.96円**  
 31年度からはすべて1,458単位、1,207単位

## 【参考】29年度までの算定イメージ

（設定）モニタリング頻度は、毎月、3か月に1回、6か月に1回で試算  
 （年間報酬額）

毎月 171,745円 3か月 59,400円 6か月 31,313円

毎月Ver

改定前	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実施内容	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ計	計画 1回 モ 11回
(単位)	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,611	16,021
(金額)	14,043	14,043	14,043	14,043	14,043	14,043	14,043	14,043	14,043	14,043	14,043	17,270	171,745

3か月Ver

改定前	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実施内容			モ			モ			モ			モ計	計画 1回 モ 3回
(単位)			1,310			1,310			1,310			1,611	5,541
(金額)			14,043			14,043			14,043			17,270	59,400

6か月Ver

改定前	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実施内容						モ						モ計	計画1回 モ 1回
(単位)						1,310						1,611	2,921
(金額)						14,043						17,270	31,313

# 【参考】30年度からの算定イメージ

(年間報酬額) 毎月の場合 **194,222円** (29年度171,745円)

毎月Ver

改定前	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実施内容	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ計	計画 1回 モ 11回
加算			担会			担会			担会			担会	
	モニタ												
報酬単位	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,611	16,021
サービス担当者会議実施加算			100			100			100			100	400
モニタリング加算	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,200
医療・保育・教育加算												100	100
単位小計	1,410	1,410	1,510	1,410	1,410	1,510	1,410	1,410	1,510	1,410	1,410	1,911	17,721
(金額)	15,454	15,454	16,550	15,454	15,454	16,550	15,454	15,454	16,550	15,454	15,454	20,945	194,222

### 【サービス提供時モニタリング加算】

計画に位置付けたサービス提供事業所又はサービス提供場所を訪問し、提供場面を直接確認のうえ、記録を作成した場合に算定  
100単位/回

### 【サービス担当者会議実施加算】

モニタリング時に、居宅等を訪問し面接することに加えて、サービス担当者会議を開催し、実施状況の説明を行い、参加者からの意見を求め、検討を行った場合に算定  
100単位/回

### 【医療・保育・教育機関等連携加算】

2つの算定要件を満たしていること

100単位/回

# 【参考】30年度からの積算イメージ（3か月）

## 【留意点】

モニタリング実施加算（100単位/月）は、モニタリング実施月以外にも算定、請求が可能です。

3か月Ver

改定前	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実施内容			モ			モ			モ			モ計	計画 1回 モ 3回
加算						担会						担会	
	モニタ		モニタ			モニタ	モニタ		モニタ	モニタ		モニタ	モニタリング加算 3回単独
報酬単位			1,310			1,310			1,310			1,611	5,541
サービス担当者会議実施加算						100						100	200
モニタリング加算	100		100			100	100		100	100		100	700
医療・保育・教育加算												100	100
単位小計	100		1,410			1,510	100		1,410	100		1,911	6,541
(金額)	1,096		15,454			16,550	1,096		15,454	1,096		20,945	71,689

モニタリング実施月以外に、サービス提供事業所等に訪問し、サービス提供場面等を確認し、記録した場合に算定し、単独での請求が可能（月39件まで）

上記の例 3か月

年間報酬額 **71,689円**

(29年度 59,400円) 16

# 30年度報酬改定による影響

## ★29年度と比較して、約18%増

(設定) 相談支援専門員一人が45人又は55人担当した場合の報酬積算  
モニタリング頻度は、毎月、3か月に1回、6か月に1回で試算

29年度報酬年額から30年度報酬額(報酬改定の影響)

担当件数	29年度	30年度	上昇率
45人	3,375,125	4,020,610	119.1%
55人	4,390,415	5,206,590	118.6%

(1)29年度単価での報酬積算(年額)

単位:円

モニタリング頻度	45人を担当した場合		55人を担当した場合	
毎月	10人 × 171,745円	計 1,717,450	15人 × 171,745円	計 2,576,175
3か月に1回	20人 × 59,400円	計 1,188,000	20人 × 59,400円	計 1,188,000
半年に1回	15人 × 31,313円	計 469,695	20人 × 31,313円	計 626,260
年間報酬額	3,375,145		4,390,435	

(2)30年度単価での報酬積算(年額)

モニタリング頻度	45人を担当した場合		55人を担当した場合	
毎月	10人 × 194,222円	計 1,942,220	15人 × 194,222円	計 2,913,330
3か月に1回	20人 × 71,689円	計 1,433,780	20人 × 71,689円	計 1,433,780
半年に1回	15人 × 42,974円	計 644,610	20人 × 42,974円	計 859,480
年間報酬額	4,020,610		5,206,590	

17

## 特定事業所加算 (30年度以降)

- 支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的としています。
- 特定事業所加算の算定には、加算の種類により次の①から⑥の6つの要件をすべて満たす必要があります。要件を満たす場合には、横浜市に手続きを行うことが必要です。

特定事業所加算 (Ⅰ) 500単位/月 (Ⅱ) 400単位/月  
(Ⅲ) 300単位/月 (Ⅳ) 150単位/月

- 常勤かつ専従の相談支援専門員を○名以上配置 (Ⅰ) (Ⅱ) は4人、(Ⅲ) は3人、(Ⅳ) は2人。(うち、1名は兼務が可能) そのうち、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置
- 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催
- 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保
- 新たに採用する全ての相談支援専門員に対し、現任研修を受けた相談支援専門員 (Ⅰ) の場合は主任相談支援専門員) の同行による研修を実施
- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該事例に係る者に相談支援を提供
- 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加
- 計画作成及びモニタリングを実施する件数が1月において相談支援専門員一人あたり40件未満

## 特定事業所加算（Ⅲ）300単位/月

### ○要件

常勤かつ専従の相談支援専門員が**3名**必要

（うち1名は業務に支障が無い範囲で、同一敷地内の他の事業との兼務が可能）

さらに前ページの②から⑦を満たしていること

## 特定事業所加算（Ⅳ）150単位/月

### ○要件

常勤かつ専従の相談支援専門員が**2名**必要

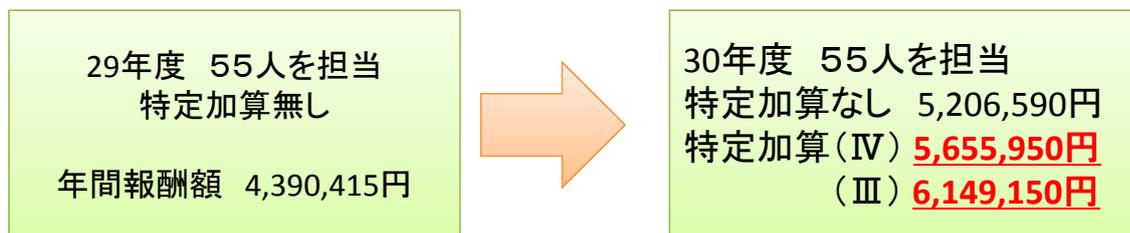
（うち1名は業務に支障が無い範囲で、同一敷地内の他の事業との兼務が可能）※注意

さらに前ページの②、④～⑦を満たしていること

19

## 特定事業所加算取得による積算

（設定）相談支援専門員一人が45人又は55人担当した場合の報酬積算  
モニタリング頻度は、毎月、3か月に1回、6か月に1回で試算



### (3) 特定事業所加算(Ⅲ)を取得した場合

常勤・専従の相談員を3人配置 その他要件あり

モニタリング頻度	45人を担当した場合		55人を担当した場合	
毎月	10人 × 233,678円	計 2,336,780	15人 × 233,678円	計 3,505,170
3か月に1回	20人 × 84,841円	計 1,696,820	20人 × 84,841円	計 1,696,820
半年に1回	15人 × 47,358円	計 710,370	20人 × 47,358円	計 947,160
年間報酬額	<b>4,743,970</b>		<b>6,149,150</b>	

### (4) 特定事業所加算(Ⅳ:時限的)を取得した場合

常勤・専従の相談員を2人配置 その他要件あり

モニタリング頻度	45人を担当した場合		55人を担当した場合	
毎月	10人 × 213,950円	計 2,139,500	15人 × 213,950円	計 3,209,250
3か月に1回	20人 × 78,265円	計 1,565,300	20人 × 78,265円	計 1,565,300
半年に1回	15人 × 44,070円	計 661,050	20人 × 44,070円	計 881,400
年間報酬額	<b>4,365,850</b>		<b>5,655,950</b>	

20

# 横浜市における積算の考え方 45人、55人の考え方

- 45人の場合の動き      年間230回程度
  - 毎月 10人    計画又はモニタが年120回
  - 3か月20人    計画又はモニタが年80回
  - 6か月15人    計画又はモニタが年30回

- 55人の場合の動き      年間300回程度
  - 毎月 15人    年180回
  - 3か月20人    年80回
  - 6か月20人    年40回

介護保険のケアマネジャー  
一人35件 毎月給付管理  
35 × 12 = 420回

# 横浜市における積算の考え方 3か月に1回で設定した場合(特定加算なし) (年間報酬額単価 一人 71,689円)

- 45人の場合の動き      年間報酬額 (概算)
  - 45人 × 4    年間 180回    **3,226,005円**
- 55人の場合の動き      年間報酬額 (概算)
  - 55人 × 4    年間 220回    **3,942,895円**
- 65人の場合の動き      年間報酬額 (概算)
  - 65人 × 4    年間 260回    **4,659,785円**

特定事業所加算を取得しなければ事業運営が成り立たない状況には  
変わらない

# 横浜市独自の支援策（30年度限定）

※予算審議中

## ★運営支援費の導入による体制整備支援

計画相談支援を実施する事業所が特定事業所加算を取得できるよう、30年度に常勤・専従の相談員を増員した場合に市単独補助を予定

補助額 増員した相談支援専門員一人あたり

90万円（年）

（予算額 40人分 3,600万円）

23

## 運営支援費 要件

※別途補助要綱をお示しします

### ★次のいずれも満たしていることが必要

- ①平成30年度中に常勤専従の相談支援専門員を2名以上配置し、特定事業所加算（Ⅲ）取得を目指す又は取得している事業所であること
- ②常勤専従の相談支援専門員が、一人あたり45件～65（55）件を担当していること
- ③横浜市が定める基準日において、特定の時期に常勤専従の相談支援専門員が担当する対象者のうち相談支援専門員の所属する事業所と同一敷地内のサービス事業所を主に利用している障害者（※1）の割合が6割以下であること
- ④事業所の所在する区自立支援協議会相談支援部会に事業所として毎回参加していること（当該区の基幹相談支援センターに確認）
- ⑤区、基幹、生活支援センターからの紹介を受け、計画相談支援を実施していること（相談支援専門員一人1件でも可）

24

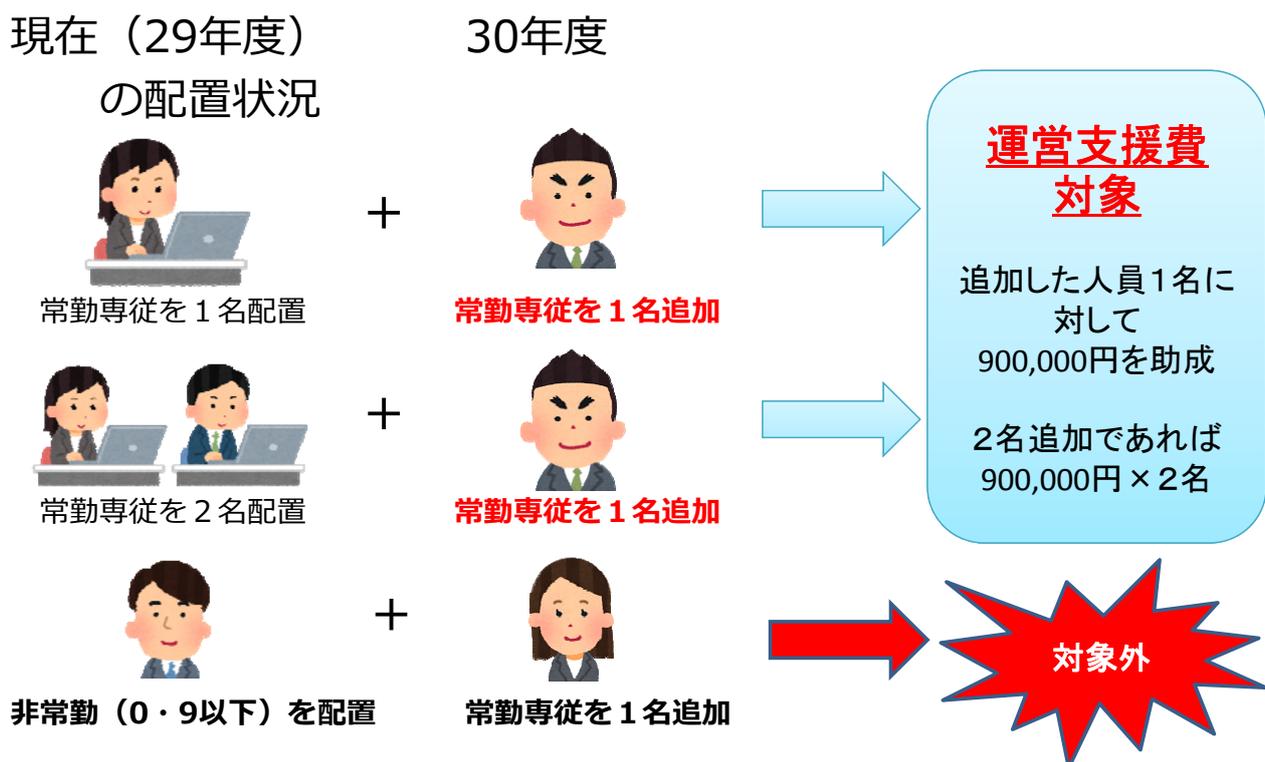
# 運営支援費 要件 補足

③に記載する※について

- ※1 主に利用している障害者の考え方  
対象者のサービス等利用計画において、主に利用するサービス（※2）が計画相談支援を提供する指定特定相談支援事業所と同一敷地内である場合、主に利用するサービスの提供が支給決定時間（日数）の半数を超えていない場合（半数以下）とする  
（例）居宅介護事業所の身体介護決定時間40時間のうち、21時間を超えていた場合は対象外 等
- ※2 主に利用するサービス（限定列挙）  
訪問系サービス（居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護）、日中系サービス（生活介護、就労移行支援、自立訓練（機能訓練）就労継続支援、自立訓練（生活訓練））

25

## 運営支援費 イメージ①



# 運営支援費 イメージ②

現在（29年度）  
の配置状況

30年度



+



+



+



**運営支援費  
対象**

追加した人員1名  
に対して  
900,000円を助成

**兼務は対象外**

それぞれ特定事業  
所加算の算定が可  
能となる

## 30年度版 3か月に1回で積算

モニタリング頻度をすべて3か月に1回で積算した場合（加算等は同一）

体制	担当数	単価（年）	年間報酬額		30年度年間 計
特定なし	45人	71,689	3,226,005	+ 900,000	4,126,005
特定（Ⅳ）		78,265	3,521,925		4,421,925
特定（Ⅳ）体制加算あり		79,800	3,591,000		4,491,000
特定（Ⅲ）		84,841	3,817,845		4,717,845
特定（Ⅲ）体制加算あり		86,376	3,886,920		4,786,920
特定なし	55人	71,689	3,942,895		4,842,895
特定（Ⅳ）		78,265	4,304,575		5,204,575
特定（Ⅳ）体制加算あり		79,800	4,389,000		5,289,000
特定（Ⅲ）		84,841	4,666,255		5,566,255
特定（Ⅲ）体制加算あり		86,376	4,750,680		5,650,680
特定なし	65人	71,689	4,659,785	5,559,785	
特定（Ⅳ）		78,265	5,087,225	5,987,225	
特定（Ⅳ）体制加算あり		79,800	5,187,000	6,087,000	
特定（Ⅲ）		84,841	5,514,665	6,414,665	
特定（Ⅲ）体制加算あり		86,376	5,614,440	6,514,440	

相談支援専門員 人件費単価 5,152,549円

※事業所運営にかかる経費 422,000円含

※厚生労働省 平成28年度障害福祉サービス等従事者処遇状況調査結果を基に算出

報酬改定を受けて、計画相談支援事業の安定的な事業運営のために必要なこと

- 1 常勤専従の相談支援専門員を最低2名以上配置し特定事業所加算を取得
- 2 30年度中に上記体制を整備し、本市独自の運営支援費を獲得（30年度）
- 3 一定程度の件数を担当

## 横浜市の実施状況

支給決定者数：約21,300人

実施件数：約6,700人（31.5%）

指定事業所数：185事業所

（相談支援専門員は約330人）